

御船町農業委員会会議録

平成28年10月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 28 年 10 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 10 月 11 日（火）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員（15 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席委員

4 番 竹崎 幸雄

8 番 川地 良一

9 番 上田 洋介

11 番 後藤 博文

15 番 芥川 誠

17 番 松岡 信浩 以上 5 名

議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

7 報告第 10 号 耕作証明書発行の件について

8 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫
係 長 山下 直樹
主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 28 年 10 月の総会を始めさせていただきます。本日は 15 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 15 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 28 年 10 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、今まではじめて委員 5 名の欠席であります。今年は、台風の当たり年で、12・16・18 号と熊本直撃名様子でありましたが、どうやら直撃は免れました。熊本もたいした被害なく安心しているところであります。10 月に入りまして、いよいよ山間部では、地震・大雨で田植が出来ないところが多かったようであります。出来たところは、刈入が始まっている状況であります。田んぼの状態もあまりよくない状況であります。(ぬかるむ状況) 作業でも十分注意されてがんばってください。早速ではありますが、10 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。2 番 富田委員
3 番 荒木委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 42 号を提案いたし

ます。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 42 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。議案第 42 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 28 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。議案書 3 条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△

〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地△

〇 〇〇

以上 1 件 1 筆 3 条許可所有権移転の申請です。

議長 はい、ありがとうございます。3 条申請で所有権移転 1 件 1 筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。ことらの農地は、贈与で取得いたしました。現在、町外に在住しており耕作管理ができないので、認定農家である譲受人へ売買を依頼し今回の申請に至った。それでは、机上配布しております農地法第 3 条の調査書に基づき説明いたします。第 2 項第 1 号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、野菜の栽培をする約束をされました。又、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第 2 項第 4 号（常時従事）要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第 2 項第 5（下限面積）要件につきましても、年間作業日数も 150 日以上であり認められ、取得後の面積も 50a 以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第 2 項第 7 号地域との調和要件として、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。3 条につきましては、担当委

員の 19 番委員お願いいたします。

19 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3 条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第 43 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案 43 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。平成 28 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。4 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△ m^2

所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 植林です。

②番です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△の一部 地目畑

面積△ m^2 の内△ m^2 。

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

理由 4 条許可 (県) △ m^2 の内△ m^2 を一部転用

転用の目的 倉庫です。

③番です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△ m^2 。

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△ m^2 。

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 4 条許可 (県) 転用目的 植林 畑 2 筆△ m^2 です。

以上 3 件 4 筆です、お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。4 条の申請 3 件でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 43 号 受付番号①番です。

この農地につきましては、農振除外をした農地であります。実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。現地は御船・山都町の境であります。北中島に近いところであります。農振の端であります。現状は、クヌギが植林してあります。120本ほど有りました。今回の申請地であります。農地の区分といたしましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第2種農地にあたりと判断いたしました。面積につきましては、△m²であります。役場より直線で15km位離れた東側を農地、北・西側を山林、南側を河川に囲まれた一角である。約45年くらい前は水田として管理していましたが、耕作機械も入らず、耕作条件も悪いため、植林を現在しております。現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のまま利用する計画で、問題ないと判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画性の妥当性は、田1筆△m²であり、山林としては妥当であると判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透となる。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6ページに記載してありますが、給排水計画ではありますが、給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透、雑排水・汚水排出予定はありません。8ページに配置図、排水計画図が記載してあります。10ページに始末書を添付しております。読み上げます。上記の物件は、田として耕作しておりましたが、面積も狭く、機械も入らないため、転作として約45年前にクヌギを植林し

てしまいました。本来ならば、農地法第4条の許可を受けて植林すべきところでしたが、許可を受けずに植林したことは重々申し訳なく思います。今後このようなことがない様注意いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。以後注意いたしますので、何卒よろしく願いたします。始末書が提出されました。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4条の山林転用申請でした。担当委員6番 田中委員説明をお願いいたします。

6 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。山林に囲まれておまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたら願いたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②番の要件との説明をお願いいたします。

事務局 はい、11ページをご覧ください。受付番号②番 こちらの農地の場所といたしましては、13ページにございます。以前の鳥獣保護センターの北になります。農地の区分といたしまして、第1種農地と判断しております。申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。面積が△㎡です。転用の目的といたしまして、申請地は、役場より3kmほど離れた東・南側を農地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、以前から申請地周辺の地域で生活しており、年数とともに自宅で資材が置けずに倉庫を必要としていた。そのため、自己所有において、以前、JAが建設した倉庫を解体せずに自宅用の倉庫と使用してきた。そういったことから、追認申請ということで、農地法第4条申請に至った。申請地は、第1種農地であるが、住宅区その他申請にかかる土地の周辺地

域において居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設で集落接続して設置される農地であり、例外的に転用除外できると判断される。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、現在そのまま使用するという事で問題はないと考えられます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のまま使用することで問題ないと判断できます。計画面積の妥当性としては、畑1筆△㎡を倉庫2棟にする計画であり、配置について妥当であると判断します。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を倉庫、宅地へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透となる。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。(地籍調査では、今回は宅地認定となっております。) 残地につきましては、畑認定となっております。追認として始末書が提出されております。上記物件は、約20年前までは、JA育苗部会へ農業用施設用地として貸し出していました。駐車場部分は畑に戻したが、JAが建設した倉庫2棟については、そのまま自家用として資材置場として使用している。本来ならば、その時点で農地法第4条許可をうけて宅地として転用すべきところでしたが、許可も受けずにそのままにしていたことは申し訳なく思います。したがって、現在は宅地となっております。ただ、地籍調査が実施されており、その部分については宅地認定をしておりますが、登記が4・5年先になるということから今回追認で農地転用を申請いたします。今後このようなことがない様注意いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。以後注意いたしますので、何卒よろしく願いたします。という始末書が提出されました。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。担当委員16番委員より説明をお願いいたします。

16番 はい、只今、事務局より説明があったとおりであります。何ら

問題はないと判断いたしますので、審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。倉庫はこのまま残して、私用することですね。只今、説明がございましたが、皆さんから何かご意見などございましたらお願いいたします。

全委員

ありません。

議 長

はい、ではこの案件につきまして、意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③番の要件との説明をお願いいたします。

事務局 はい、17 ページをご覧ください。受付番号③番場所につきましては、19 ページに添付してあります。ご覧ください。区分としては、第2種農地として判断しております。〇〇の〇〇〇という集落がありますが、集落の奥が〇〇で、集落手前が〇〇であります。2箇所申請されております。現在は、山林になっております。追認申請であります。面積が2筆合わせて Δ ㎡です。今回の目的としては、申請地は2種農地であり、役場より7kmほど離れており2ヶ所とも周囲は山林に囲まれた農地であります。約20年前は、畑として利用していたが、機械も入らず、傾斜が厳しく、日照も悪い為、植林して、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のまま利用する計画で、問題ないと判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、畑2筆 Δ ㎡であり、山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸し山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排

水は、地下浸透となる。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。18 ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透、雑排水・汚水排出予定はありません。20・22 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。24 ページに始末書を添付しております。読み上げます。上記の物件は、畑として耕作しておりましたが、面積も狭く、機械も入らないため、転作として約 20 年前に杉を植林してしまいました。本来ならば、農地法第 4 条の許可を受けて植林すべきところでしたが、許可を受けずに植林したことは重々申し訳なく思います。今後このようなことがない様注意いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。以後注意いたしますので、何卒よろしく願いたします。始末書が提出されました。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当地区委員は、5 番委員お願いいたします。

5 番 はい、現地確認へ行ってまいりました。事務局の説明の通りであります。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしく願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。完全に山となっておりますね。場所が〇〇〇ということで、山間部としては、斜面が厳しいので、対応できないと判断されます。この案件につきまして、どなたかご意見等はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 44 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、25 ページをご覧ください。

議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 28 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員会 会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条は、7 件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地
〇〇 〇〇

物件の表示② 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

③ 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地△

有限会社 〇〇 代表取締役 〇 〇〇

5 条所有権移転（県） 転用目的 〇〇〇〇 畑 3 筆
計△m²です。

②物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番 △

地目 畑 面積 △m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号。

株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5 条許可賃借権設定（県） 転用目的 太陽光発電所設置
です。

③物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇

理由 5 条許可賃借権設定（県） 転用目的 修理車両置場。

④物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△

〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5 条許可賃借権設定（県） 転用目的 駐車場です。

⑤物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号
〇〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地△

〇〇 〇

理由 5条所有権移転(県) 転用目的 駐車場です。

⑥物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△m²。
(個人住宅)

大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△m²。
(通路部分)
(畑2筆△m²)

譲渡者の住所 氏名 〇〇△番地
〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地△〇〇〇△号
〇〇 〇〇

理由 5条許可貸借権設定 転用目的 個人住宅です。

以上農地法第5条所有権移転及び5条貸借権設定合計6件です。

議長

はい、ありがとうございました。6件9筆です。では、①番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第44号受付番号①番 場所に関しては、30ページをご覧ください。場所につきましては、解りづらいのですが、北側に〇〇〇〇があるところであります。施設の中の見取り図が31ページにあります。〇〇〇〇の位置でどの農地か理解できると判断いたします。立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第2種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第2種農地にあると判断いたしました。面積につきましては、△m²であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で4km位離れた東・西・北側を宅地、南側を畑に囲まれた農地である。申請人は、牧場の近隣であるため、利便性が高く、また、牧場の馬の飼料等の農業用資材置場が不足している状況の改善のため、今回、資材置場整備の計画をして、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げと

なる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 10 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑が 3 筆△m²の敷地に農業用資材置場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を資材置場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、資材置場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、雨水は、自然浸透の計画であります。32 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 33・34 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。資材置場への転用でございます。担当の 19 番委員お願いいたします。

19 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、耕作していないようですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員
議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、②の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、35 ページをご覧ください。受付番号②番申請地の場所といたしましては、37 ページに記載しております。高木の〇〇がありますが、裏手が申請地であります。畑の一角であり

ます。立地基準といたしまして、第2種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より4kmほど離れた東側畑、以外は宅地、畑地の一角であります。申請人は、国が推進している再生エネルギーの目標達成に寄与する為の将来的な社会インフラ整備としての必要性和安定した発電事業による収益確保の目的の為、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成28年11月25日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑1筆△㎡の敷地に太陽光発電容量68.64kwの計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を太陽光発電の設置・整備することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、太陽光発電所ということで、計画はありません。雨水は、自然浸透の計画であります。被害防除計画として、有りません。38ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は39ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当19番委員説明をお願いいたします。
- 19 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。この件に関しては、何ら問題はございません。審議の程をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、③番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、40 ページをご覧ください。受付番号③番。場所につきましては、42 ページに記載しております、確認ください。高き〇〇〇さんがありますが、町道向かいの申請地であります。△番の三角の土地です。写真を見ていただくと解りやすいのですが、(P44) 他の部分は砂利が引いてあります。残った部分を今回借りられるということであります。

立地基準から説明いたします。第2種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より4kmほど離れた東・南・西側を雑種地、北側を農地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、今回の申請地の道路対面において自動車修理業を営んでおります。以前から修理車両置場が不足していた為、近くの土地を探していたところ、今回の申請地の地権者と話が進み、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成28年12月31日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑1筆△㎡に車両置場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を車両置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来

的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、車両置場として使用する計画で予定無し。雨水に関しましては、砂利敷きで、雨水は、自然浸透の計画であります。43 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 44 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。車両置場への転用申請でした。この担当委員 19 番委員お願いいたします。

19 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、45 ページをご覧ください。受付番号④番。場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇がございしますが、国道を挟んだ対面の農地であります。（農振除外申請があったところではありません。）47 ページに記載しております、確認ください。立地基準から説明いたします。第 1 種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より 4 km ほど離れた東・南側を道路、西側を国道、北側を宅地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、近隣で自営を営んでおり、以前から駐車場が不足していた。今回地権者と話が進み駐車場を整備する計画をし、農地法第 5 条申請に至った。申請地は、1 種農地であるが、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を越え

ないものに限る。) ということから第 1 種農地の許可の例外に該当するためやむを得ないと考えられる。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 1 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 1 筆△m²の敷地に 15 台分の駐車場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、計画無しです。雨水に関しましては、自然浸透、オーバーフロー分を町道路側溝へ放流計画であります。48 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 49 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。駐車場申請でした。この担当委員 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑤番を提案いたします。事務

事務局

局より説明をお願いいたします。

はい、50 ページをご覧ください。受付番号⑤番。場所につきましては、52 ページに記載しております、確認ください。

御船インターチェンジ付近の農地であります。農地の区分としては、第2種農地と判断しております。判断理由といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第2種農地にあると判断いたしました。面積につきましては、 Δ m^2 であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で4kmほど離れており、東・西・北側を宅地、南側を道路、囲まれた畑田の一角であります。申請人は、熊本地震によって被害を受けたため、隣接宅地（地番 Δ 、面積 Δ m^2 ）に個人住宅建設することになった。宅地面積が狭く駐車場がないため隣接申請地を駐車場として転用するため、今回、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のまま利用する計画であり、問題ないと判断します。計画の妥当性ですが、畑1筆 Δ m^2 の敷地に駐車場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、露天駐車場利用のため給水不要。雨水に関しましては、計画地に隣接して町道側溝があるのでそれに放流する。

53 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 54 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。駐車場申請でした。この担当委員 19 番委員お願いいたします。

19 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑥番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、55 ページをご覧ください。受付番号⑥番。場所につきましては、57 ページに記載しております、確認ください。立地基準から説明いたします。第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、 Δm^2 であります。(侵入路は面積には含まれない。 Δm^2 。)申請地は、役場より 4 k mほど離れた東側を道路、西側を農地、北・南側を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供も増え手狭になった為、マイホーム計画を立てました。また、父所有の農地であり、実家の近くでもあり、申請地は、生活環境・交通の利便性も良く、子供の通学距離も考え、今回、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン審査結果通知書より事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではな

い。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成 29 年 5 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 2 筆△㎡の敷地に個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水・生活雑排水に関しましては、町下水本管へ接続する計画であります。58 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 59 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅申請でした。この担当委員 2 番委員お願いいたします。

2 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 45 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、60 ページをご覧ください。 議案第 45 号 農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求め。

平成 28 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員会会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。今月新規利用権設定が、田の合計が 9,578 m²です。次の 62 ページをご覧ください。こちらは、再設定分となります。田のみで、合計が、9,355 m²です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。63 ページに利用権設定等状況一覧表（所有権移転）田 3 筆合計 13,593 m²です。64 ページです。農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 28 年 10 月 11 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 28 年第 10 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 261,461 m²畑の累計は、18,475 m²。田畑合計で 279,936 m²となっております。所有権移転に関しましては、田 2,1226 m²となっております。畑はございませんので累計は、18,475 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

20 番 公社売買がなっておりますが、大体、反当りいくらぐらいですが？

事務局 地区毎で差はありますが、約 80～100 万位であります。

20 番 はい、ありがとうございます。

議 長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 46 号を提案いたします。事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、66 ページをご覧ください。

議案第 46 号 御船町農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき別紙のとおり申出があったので、あっせん譲受等候補者名簿の登録について意見の決定を求める。平成 28 年 10 月 11 日 提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。67 ページをご覧ください。○○○にございます、株式会社○○という会社が

申請ありました。こちらのあっせん譲受等候補者名簿の登録事業の内容としては、農業委員会からあっせん業務に対応することが条件であります。あっせん譲受等候補者名簿の登録が必要となります。御船町では、平成24年に見直しをしております。今回株式会社〇〇が、公社売買を利用する場合に、あっせん譲受等候補者名簿の登録名簿がなかったため、今回名簿に登録をすることになりました。株式会社〇〇は、〇〇・〇〇地区を中心に利用権設定をされております。農地の売買に関しては、問題ないと判断します。審議をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局より説明がございましたが、この件に関して、どなたかご意見等はございますか？意見等がないようですので、この件について、承認される方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございました。全委員賛成で、承認いたしました。続きまして、議案第47号を提案いたします。事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、68ページをご覧ください。

議案第47号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
平成28年10月11日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。

町長部局より農業振興地域整備計画も変更(除外)に係る意見について、照会があります。今回は2件の申請が出ております。それぞれ70・71ページございます。

71ページから説明いたします。事業計画者 住所 氏名

〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

転用目的 住宅用通路 変更をしようとする土地の所在

大字〇〇字〇〇〇 地番△番の一部 地目田 面積△㎡です。場所等を載せております。4頁にございます。〇〇〇という集落があります。申請地の北・西側圃場整備した農地であります。今回の申請地も圃場整備してあります。第1種農地と判断されます。転用が出来なければ、農振除外も出来ない所であります。農振につきましても、5ページに載せておりますが、自宅裏の私道計画、私道工事西側迄が農振に入っております。東側は宅地、南側は宅地・農地であり、農用地区域内の端部に位置していることから、農用地の集団性に支障はない。1種農地の例外

規定が適用されます。農業委員会の意見として、当農地は1種農地であるが、住宅及びその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されている農地であり、例外的に転用除外が出来るかと判断され、農地転用の見込みがある。となっております。農地の区分として第1種農地あるため、農地区分の判断の根拠として、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行に係る区域内にある農地。農地転用の許可基準としては、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されている農地であり、例外的に転用除外が出来るかと判断され、農地転用の見込みがある。この農地は、申請者本人の所有する農地であるため、収穫が終了後着工を考えております。営農としては、今後も引き続き行おうと伺っております。現状といたしましては、6ページに載せておりますが、電柱から柿木があるところまで私道を作られる計画であります。水利組合がありますが、協議はされております。了解は得ているようであります。以上なことから許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。13番委員、意見を願います。

13番 はい、申請者は、震災により自宅が全壊となり、この集落の道がとても狭く、通りづらい状況です。母屋・小屋を解体するにも4t車輻を通さなければならぬため判断します。審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。やはり、道路が狭いのですね。この農地について、意見が有る方どなたかいらっしゃいますか。無いようですので、この案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、次の案件の説明をお願いいたします。

事務局 はい、7ページをご覧ください。次の案件がございます。
事業計画者 住所氏名 ○○県○○市○区○○町○○△番地
有限会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○
土地の所在、大字○○字○○○ 地番△番 地目畑
面積△㎡。
大字○○字○○○地番△番 地目畑 面積△㎡。

合計△㎡です。変更目的建設資材置場現況の写真がP12
にございます。県道まで埋め上げている状況であります。現在
資材置場となっております。農地転用としては、追認というこ
とになります。転用の前に農振除外申請をしなければなりません。
よって、今回の申請に至った。農振除外は2筆、農地転用
は、3筆となります。今回、新たに整理して、転用を行いたい
と、話を伺いました。給水・汚水等もございません。雨水等は、
自然地下浸透となっております。土木用資材置場となっております。
事務局としては、第2種農地と判断しております。転用
も出来ると判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。担当委員5番委員、意見お願
いいたします。

5 番 はい、事務局の説明の通りであります。他の農地に迷惑は掛か
らないと判断します。審議よろしくお願いいたします。以上で
す。

議 長 3年前ぐらいに、違反転用として、現地確認へ行ったところ
ですね。この案件に対して意見のある方はございませんか。
無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方
の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。
全委員賛成で、承認いたします。この2件に関しては、農振協
議会に掛かるということですね。報告第10号を提案します。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、72ページをご覧ください。報告第10号 別紙のとおり
「耕作証明書」を発行したので報告する。平成28年10月11
日提出 御船町農業委員会。P73～P77まで掲載してありま
す。5件の耕作証明書を発行してあります。確認の程をお願
いいたします。以上です。

議 長 これは、報告ですので各委員確認お願いいたします。続きまし
て、その他ですね。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 机上配布しております非農地申請分布図がございます。ご覧
ください。申請件数35件筆数ですと178筆合計面積として、約
95,000㎡です。何故このように申請が多数であったかとい
うと農地利用状況調査・意向調査を行ったため多数となりました。
御船町全体で見ても山間部が多く申請が出ております。
現地確認が必要となります。昨年は2名体制で確認していただ
いております。今年の方として、検討していただきたいのです。

議長 議長 がお話していただきたいと思っております。議長をお願いいたします。昨年、件数の3倍ということで、大変多くなってきております。我々農業委員の仕事であります。皆さんの協力をお願いいたします。

事務局 事務局 昨年は、現場で判断していただく、集計で意見われなどありましたので、今年は、現場で判断していただきたいと思っております。後での判断が、出来なくなりますのでよろしければ、その場で話し合ってください。

議長 議長 はい、解りました。委員のみなさんの協力が必要です。よろしくをお願いいたします。後他にございませぬか。

事務局 事務局 はい、来月の総会は、11月10日13:30より行います。役場3階大会議室で行います。変更等がございましたら連絡いたします。

議長 議長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

2番

⑩

3番

⑩